

国立大学法人電気通信大学ハラスメント等防止・対策専門部会
設置細則

制定 令和 7 年 6 月 23 日細則第 6 号

(目的)

第 1 条 この細則は、国立大学法人電気通信大学ハラスメント等の防止等に関する規程第 9 条の 2 の規定に基づく専門部会の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 電気通信大学ハラスメント等防止・対策委員会（以下「委員会」という。）に、電気通信大学ハラスメント等防止・対策専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

(任務)

第 3 条 専門部会の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ハラスメント及び性暴力等（以下「ハラスメント等」という。）防止のための広報及び研修の実施に関すること。
- (2) ハラスメント等の行為を行なった者に対するカウンセリングに関すること。
- (3) ハラスメント等の行為を行なった者に対する再発防止のための研修の実施に関すること。
- (4) その他ハラスメント等の防止対策上必要な事項の検討及び実施に関すること。

(構成員)

第 4 条 専門部会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員会委員長
- (2) 委員会副委員長
- (3) 総務部長
- (4) 学務部長
- (5) その他委員会委員長が必要と認めた者

(部会長)

第 5 条 専門部会に部会長を置き、前条第 1 号の者をもって充てる。

(事務)

第 6 条 専門部会の事務は、関係課等の協力を得て総務部人事労務課及び学務部学生課が担当する。

(雑則)

第 7 条 この細則に定めるもののほか、ハラスメント等の防止対策に必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和 7 年 6 月 23 日から施行する。